## 議案第44号

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出五ヶ瀬町長原田俊平令和年月日五ヶ瀬町議会議長小笠まゆみ

## 五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例(昭和36年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第6号を次のように改める。

## (6) Gパーク宿泊施設

(単位:円)

区分		単位	金額
洋室	バス・トイレつき	大人1人1泊につき	6,500
洋室	バス・トイレなし	大人1人1泊につき	5,500
和室 10 畳	バス・トイレなし	大人1人1泊につき	5,500
和洋室6畳	バス・トイレつき	大人1人1泊につき	6,500
和室8畳	トイレつき	大人1人1泊につき	6,000
宿泊を伴わない温泉利用		大人1人につき	350

- ① 小学生は上記金額の60%とし、未就学児は無料とする。
- ② 12月28日から1月5日にかけて宿泊する場合は、上記金額に 5,000 円を加える。
- ③ 4月28日から5月6日にかけて宿泊する場合は、上記金額に2,000円 を加える。
- ④ 消費税及び入湯税については別途徴収する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。